

第25回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年6月27日(月) 午前10時00分より

会議の場所 一之宮支所 2F 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第47号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第48号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 5 | 報第49号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて |
| 日程第 6 | 議第152号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 7 | 議第153号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第154号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第155号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第156号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第157号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、
杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、
田中正躬、車戸明良、岩村 聡、平田秀男、加藤 貢、田村信彦、岩本洋子、
天野克宏、増田 勝、反中正志、渡邊甚一、向田 誠、加藤正雄、森山 護

○本日会議に欠席した委員

中田一彦

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 長谷川雅樹
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫
事務局次長 林 篤志
振興主事 中田義博
農地主事 小笠原茂
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、清水一徳、野畑清明、
山腰勝也、東野敏朗、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第25回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、32番 中田委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦労様でございます。梅雨らしい時期が続いております、今日はその梅雨の合間の貴重な晴れ間で、草刈り等外の仕事が有るなか沢山の方にお集まり頂きましてありがとうございます。</p> <p>先般、岐阜県農業会議の総会が14日に有り事務局と一緒に行って参りました。その席で全国農業会議所より春に頂いた農業委員大賞の賞金を一万円頂きました。</p> <p>さて、先週は世界のニュースが駆け巡ったイギリスの事が非常に大きな問題となっております。日本がTPPに加入する事よりイギリスのEU離脱の方が大きな問題だなと思いついておりました。さっそく株価が下がったり原油が上がったり円高にもなっているようです。ガソリンを入れに行ったら本日より5円上っており色々なところに影響が出てくるのかなと思いました。ただ離脱については、今から交渉して2年後になるそうです。ヨーロッパへは高山からも多種の品物が輸出されているようです。今後どうゆう影響があるのかなと思いついておりました。</p> <p>本日は一之宮支所をお借りしての委員会、午後は管内の事業者、防災ダムを見させていただく予定となっております、宜しくお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません</p>

か。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 17番 小林 委員と、19番 長瀬 委員を指名します
しますのでお願いします。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第47号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明を願います。

小笠原 農地主事 それでは、日程第3 報第47号 農地所有適格法人の報告等
について報告いたします。

今回は53法人のうち5法人についての報告となります。
農地所有適格法人は、4つの要件があり、①法人形態、②事業要件、
③構成員要件、④役員要件について、報告を受けた資料により
確認しております。

1番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.8
ha、畑 0.4ha、採草地 2.0ha、計 3.2ha を経営耕作しております。
経営内容につきましては、肉用牛肥育の一貫経営で、母牛 27 頭、
肉牛 160 頭、子牛 25 頭、計 212 頭を肥育し、水稻を栽培して
おります。

2番、清見町にあります農事組合法人は認定農業者で、田
34.9ha、畑 0.3ha 計 35.2ha を経営耕作しております。

経営内容につきましては、水稻、トマト、ソバの栽培と農作業受
託を行っております。

3番、岐阜市の法人は営農地が朝日町です。法人形態が株式会社

であり、役員が認定農業者です。経営面積は、畑 1.6 haを耕作し、経営内容は、ホウレン草 ・コンニャク芋 ・アスパラガスを栽培しております。

4番、国府町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田 57.8ha を経営耕作しております。経営内容につきましては、水稻、飼料米、加工米の栽培と農作業受託を行っております。

5番、上宝町にあります有限会社は認定農業者であり、田 40.2ha、畑 1.1ha、計 41.3 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、水稻、野菜の栽培と農作業受託及び野菜の加工販売を行っております。

以上、6件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第48号 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

今回は、許可申請の取り下げ1件の報告となります。

昨年12月の委員会で、国府町広瀬町地内におきまして、事業変更で貸資材置場に目的変更するとして上程された案件です。申請地については、計画を見直すことになったためこの申請を取り下げるものです。今回、再度計画を検討して事業変更を申請されております。事業変更 6・7・8番が対象となります。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第49号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

今回は、許可処分の一部取消しを1件の報告となります。

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の一部の取り消しが申請されたものです。

今回の場所は、西之一色町3丁目となります。この件については、

許可を受けたものの、転用されなかったため、農地であることを確認しその許可を取り消すものです。また、部分的に転用されたところの目的変更と、全体の許可面積が縮小されるので、事業変更の1番に上程されます。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第152号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池 田 書 記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、10件の上程となります。

1番は、江名子町の案件です。畑1筆 273 m²を隣地取得します。現地については、ハウスの一部として使用されていたため、その隣接者が取得するものです。受人の耕作面積は12,735 m²、作付けについては施設野菜の予定です。

2番は、下岡本町の案件です。田1筆 1,821 m²を解除条件付き賃貸借契約します。受人は隣接地で同様に賃貸借契約しており、今回は従前の契約の更新となります。作付けについてはエゴマの予定です。

3・4・5番は、岩井町の案件になります。3件で10筆 10,518 m²を取得し規模拡大します。受人の耕作面積は3,360 m²、作付けについては水稲・露地野菜の予定です。

6番は、清見町藤瀬の案件になります。田3筆 2,065 m²を使用賃貸借契約します。受人の耕作面積は15,375 m²、作付けについては水稲、露地野菜の予定です。

7番は、荘川町岩瀬の案件になります。田畑4筆 3,131 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は6,330 m²、作付けについてはそばの予定です。

8番は、国府町宮地の案件になります。田1筆 403㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は7,700㎡、作付けについては野菜の予定です。

9番は、国府町山本の案件になります。田1筆 240㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は10,013㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

10番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件になります。田畑12筆 3,575㎡を解除条件付き使用貸借するものです。こちらについても法人の従前の契約の更新になります。作付予定は山椒です。

以上、10件、田畑33筆で合計 22,026㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7議第153号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、7件の上程となります。

1番は、花岡町3丁目の案件です。田1筆 33㎡について、住宅に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。関連案件が非農地証明の案件で出ます。

2番は、江名子町の案件です。畑1筆 261㎡について、住宅倉

庫に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

3番は、新宮町の案件です。田畑3筆 936㎡について貸駐車場に一時転用する申請です。期間は3年間です。

4番は、新宮町の案件です。畑1筆 243㎡を農家住宅に転用する申請です。

5番は、桐生町7丁目の案件です。田1筆 48㎡を庭にする申請です。既転用のため追認を求める申請です。

6番は、久々野町の案件です。田畑4筆 2,069㎡を植林する申請です。すでに山林化している案件です。

7番は、国府町の案件です。畑1筆のうち 8.44㎡を支柱部分として一時転用します。営農型太陽光施設なので、パネル下等については作付が必要となり、申請地では牧草を作付する予定です。

以上、7件、田畑12筆で 計 3,598.44㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

加藤貢委員 1番については、非農地証明の対象にはならなかったのか。

池田書記 家屋登記に地番の記載がないため転用申請をしていただくよう指導いたしました。

加藤貢委員 7番の営農型の太陽光発電については、3年経過したケースはあるか。

池田書記 営農型のケースについて、3年経過はまだありません。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8議第154号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は9件の上程です。

1番は、西之一色町3丁目の案件です。田1筆 154㎡について、使用貸借により住宅に転用する申請です。

2番は、冬頭町の案件です。田2筆 482㎡について、建設業駐車場にする申請です。

3番は、新宮町の案件です。畑1筆 206㎡について、使用貸借により個人住宅に転用する申請です。

4番は、漆垣内町の案件です。畑1筆 145㎡について、個人住宅に転用する申請です。

5番は、石浦町9丁目の案件です。田1筆の一部 312㎡について、個人住宅とする申請です。

6番は、丹生川町日面の案件です。畑2筆 2,429㎡を、植林する申請です。既に山林化しており追認を求めるものです。

7番は、清見町の案件です。畑1筆 2,704㎡を墓地に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。

8番は、国府町の案件です。畑4筆 183㎡について庭、住宅通路に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

9番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件です。田1筆 383㎡について、貸資材置場に転用する申請です。

以上 9件、田畑14筆、6,998㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いた

します。

続きまして、日程第9 議第155号 農地転用後の事業計画変更承認申請について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

今回は、8件の上程となります。
変更点に下線を追加しています。

1番は、西之一色町3丁目の案件になります。3Pの一部取消しの案件で、規模縮小と目的変更になります。一部取り消したことで、許可全体の面積が縮小し、目的も現状に合わせて変更となりました。

2番は、清見町巢野俣の案件になります。変更申請については、事業者・一時転用期間の延長変更です。豪雨災害で流失した橋の再建に係る工事で、許可を受けた農地が引き続き資材置場となるため、一時転用の期間延長となりました。事業者の変更は、対象となる次の工事の落札業者が異なるため変更となっています。

3・4番は、荘川町六厩の案件になります。変更申請については、一時転用期間の延長変更です。当初の工期より延長されたため、転用期間の延長となりました。

5番は、国府町今地内の案件になります。変更申請については、事業者と目的変更です。隣接者が広場と、倉庫車庫にしたいとの希望で当初申請者に申し出、それに沿った変更となりました。

6・7・8番は、国府町広瀬町の案件になります。2Pで変更申請を取り下げた箇所、内容を変えて事業変更の申請をされました。2件の許可が出ていたところを、利用面積も変更し、事業者と目的変更の申請となりました。⑥⑦で変更者の個人住宅、⑧は貸資材置場としての変更です。

以上8件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用後の事業計画変更承認申請については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第10 議第156号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
池田書記	<p>今回は、1件の上程となります。</p> <p>花岡町3丁目の案件になります。4条1番の関連案件です。田2筆 300㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和52年転用され、家屋登記されていることを確認しております。4条1番は家屋登記に入っていなかったため、転用申請となりました。</p> <p>以上1件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第11 議第157号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。</p> <p>1番は委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
船坂書記	<p>本日は16件の利用権設定、3件の所有権移転合わせて19件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。</p> <p>1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。</p> <p>1番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水</p>

稲、施設園芸（トマト）、菌床椎茸の経営をしており、田1筆4, 984㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

以上、1番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

1番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田1筆1, 329㎡を新規7年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

3番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田2筆1, 771㎡を新規4年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

4～15番について、認定農業者である借人は、父親より経営を受け継ぎ肉用牛（繁殖48頭）の経営をしており、田25筆28, 657㎡を新規11年の賃貸借権を設定し、飼料稲および牧草を生産するものです。

16番について、農地集積円滑化事業により認定農業者個人が借り受けていた農地について、法人化により農地所有適格法人および認定農業者に認定されたことから、法人名義に変更するものです。借人は水稻、施設園芸（トマト）、菌床椎茸の経営をしており、田、畑44筆35, 275㎡を新規1年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

17～18番について、認定農業者である買い手は、水稻、施設

園芸（ほうれん草）の経営をしており、農振農用地区域内の畑、原野4筆6，913㎡を取得し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

19番について、認定農業者である買い手は、水稻、施設園芸（トマト、パプリカ）の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆196㎡を取得し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

以上、2番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、2番以降について承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第25回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

小林 達樹 委員

長瀬 正隆 委員
